

2022年5月12日

株主の皆さんへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

**イオンモール株式会社**

取締役社長 岩 村 康 次

「第111期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第111期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき点がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの記載をもちまして、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

〔訂正箇所〕（訂正箇所は網掛けで表示しております。）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由（3ページ）

（訂正前）

（1）当社は、モール事業に続く今後の成長戦略として、複合型開発やデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出など、新規事業の展開を見据え、定款の一部を変更いたします。

- ① 変更案第2条第1項及び第15項は、ショッピングモールの開発にとどまらず、複合型開発及び不動産再生ビジネスを推進するため追加するものであります。
- ② 変更案第2条第7項は、商品の販売を含めたEC事業の展開を推進するため追加するものであります。
- ③ 変更案第2条第8項は、インターネット上に限定している広告、宣伝に関する業務をインターネットに限定せず、広告、宣伝に関する業務に変更するものであります。
- ④ 変更案第2条第18項は、当社及び子会社の事業における販売促進活動や各種イベントの実施・運営について明記するものであります。
- ⑤ 変更案第2条第19項は、モール運営における顧客情報の活用など、新しい情報ビジネスを開始するため追加するものであります。
- ⑥ 変更案第2条第20項は、当社及び子会社において物流・倉庫事業を開始するため追加するものであります。

（訂正後）

- （1）当社は、モール事業に続く今後の成長戦略として、複合型開発やデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出など、新規事業の展開を見据え、定款の一部を変更いたします。
- ① 変更案第2条第1号及び第15号は、ショッピングモールの開発にとどまらず、複合型開発及び不動産再生ビジネスを推進するため追加するものであります。
- ② 変更案第2条第7号は、商品の販売を含めたEC事業の展開を推進するため追加するものであります。
- ③ 変更案第2条第8号は、インターネット上に限定している広告、宣伝に関する業務をインターネットに限定せず、広告、宣伝に関する業務に変更するものであります。
- ④ 変更案第2条第18号は、当社及び子会社の事業における販売促進活動や各種イベントの実施・運営について明記するものであります。
- ⑤ 変更案第2条第19号は、モール運営における顧客情報の活用など、新しい情報ビジネスを開始するため追加するものであります。
- ⑥ 変更案第2条第20号は、当社及び子会社において物流・倉庫事業を開始するため追加するものであります。

## 2. 変更の内容 (4 ページ)

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案 (現行どおり)
第1章 総 則	
(目的) 第2条 当会社は、国内外において、次の事業を営むことを目的とする。 1. ショッピングセンターを主とした不動産の開発、建設、運営および管理に関する業務 第2項～第6項 (条文省略) 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営 8. インターネット上での広告業務 第9項～第14項 (条文省略) 15. 公園、観光施設、スポーツ施設、文化施設、道路、駐車場、駐輪場等の受託・管理運営 第16項～第17項 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) 18. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 19. 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ショッピングモールを主とした不動産の開発、建設、運営、再生、および管理に関する業務 第2項～第6項 (現行どおり) 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営および各種商品の販売 8. 広告、宣伝に関する業務 第9項～第14項 (現行どおり) 15. 公園、オフィス、ホテル、観光施設、レジャー施設、スポーツ施設、文化施設、教育施設、水族館、住宅、道路、駐車場、駐輪場等の受託・管理運営、賃貸、経営 第16項～第17項 (現行どおり) 18. 販売促進活動、各種イベント、講演、セミナーの企画・開催・運営管理 19. 情報処理および情報提供サービス業、マーケティング業 20. 貨物自動車利用運送事業、倉庫事業、流通加工事業、港湾運送事業、物流センター運営事業、通関業、輸出入代行業 21. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 22. 前各号に付帯関連する一切の業務
第3章 株主総会	(現行どおり)
(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 (新 設)	(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) ②当会社は、感染症拡大または大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案 (現行どおり)
第1章 総 則	
(目的) 第2条 当会社は、国内外において、次の事業を営むことを目的とする。 1. ショッピングセンターを主とした不動産の開発、建設、運営および管理に関する業務 第2号～第6号 (条文省略) 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営 8. インターネット上での広告業務 第9号～第14号 (条文省略) 15. 公園、観光施設、スポーツ施設、文化施設、道路、駐車場、駐輪場等の受託・管理運営 第16号～第17号 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) 18. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 19. 前各号に付帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ショッピングモールを主とした不動産の開発、建設、運営、再生、および管理に関する業務 第2号～第6号 (現行どおり) 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営および各種商品の販売 8. 広告、宣伝に関する業務 第9号～第14号 (現行どおり) 15. 公園、オフィス、ホテル、観光施設、レジャー施設、スポーツ施設、文化施設、教育施設、水族館、住宅、道路、駐車場、駐輪場等の受託・管理運営、賃貸、経営 第16号～第17号 (現行どおり) 18. 販売促進活動、各種イベント、講演、セミナーの企画・開催・運営管理 19. 情報処理および情報提供サービス業、マーケティング業 20. 貨物自動車利用運送事業、倉庫事業、流通加工事業、港湾運送事業、物流センター運営事業、通関業、輸出入代行業 21. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 22. 前各号に付帯関連する一切の業務
第3章 株主総会	(現行どおり)
(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 (新 設)	(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) ②当会社は、感染症拡大または大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができる。